寿都町・神恵内村における文献調査報告書の説明会(稚内市開催分) 開催結果

- 1. 日 時:2025年2月19日(水)18時00分~20時30分
- 2. 場 所: 稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目13番23号)
- 3. 配布資料:①説明資料(文献調査の結果報告 説明資料)
 - ②説明資料別紙
 - ③よくわかる文献調査結果
- 4. 参加者数:45人
- 5. 当日の概要:
- (1) 主催者あいさつ
- (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明
- (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - 1部:事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは
 - 2部:寿都町および神恵内村における文献調査の結果
 - 3部:今後の法定プロセスと概要調査について
- (4) 質疑応答
- (5) 国からの回答

※冒頭で北方四島に関する発言の説明とお詫びを実施。

6. 議事概要:

(1) 主催者あいさつ

原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。

本日は、お忙しい中、「寿都町ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会にご 参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここ北海道寿都町と神恵内村におきまして、4年にわたりまして文献調査をさせていただいてまいりました。

この間、寿都町と神恵内村の皆さまをはじめ、北海道の皆さまには特段のお心配りをいただきましたこと、この場をお借りしまして、あらためて感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

この文献調査、日本で初めての調査ということもあり、当初の予定より大幅に時間がかかりまして、皆さまには大変ご心配やご迷惑等をおかけしてきたかと思います。

そういった中、調査の結果を文献調査報告書として取りまとめることができまして、11月22日に、寿都町長、神恵内村長、北海道知事に、それぞれ提出をさせていただきました。

そして、本日、皆さまにその内容をご報告できますこと、あらためまして感謝をいたしている次第でございます。

国民の皆さまには、私どもの事業について、様々なご意見や思い、お考えがありますこと、私どもといたしましては、十二分に承知をいたしているところでございます。

また、これまで、北海道の皆さまからも、文献調査を通じて、私どもの事業等について、 様々なご意見や、お考えをお聞かせいただいてきております。

このため、この報告書の内容につきまして、北海道の皆さまはもちろんのこと、広く国民 の皆さまに丁寧に周知をさせていただき、真摯にしっかりとご意見を伺う所存でございま す。

11月22日より、道内の各地において報告書を縦覧させていただいております。

また、私どもNUMOのホームページでも、報告書を公開させていただいております。 本日の説明をお聞きいただきますと、また、縦覧等で報告書の内容を見ていただきます と、あらためて、疑問に思われることや、ご心配をされることが出てくるかと思います。

また、様々なお考えや、思い等を持たれるかと思いますので、ぜひとも、忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日の説明会でございますが、報告書自体、非常にボリュームがあり、また専門用語が多いため、少しでも解りやすくかみ砕いて説明をさせていただく所存でございます。

少し長い時間となりますが、お聞きいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

- (2) 文献調査に対する道のお考えや寿都町・神恵内村での様々なご意見についての説明 NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「別紙」を参照
- (3) 文献調査報告書の内容についての説明
 - < 1部:事業概要説明 地層処分とは・文献調査とは> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「<u>共通版</u>」 4~22スライドを 参照
 - < 2部: 寿都町および神恵内村における文献調査の結果> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「<u>共通版</u>」 23~70スライド を参昭
 - <3部:今後の法定プロセスと概要調査について> NUMOホームページ掲載の「説明会での配布資料等」⇒「<u>共通版</u>」71~76スライド を参照

(4) 質疑応答

①NUMO事業関連

- Q:・NUMO、国は住民、道民の意見や質問を聞き、対応を改善する気があるのか。
 - ・この報告書について、その内容を地域及び全国に丁寧に説明していくと言っているが、 この説明会では紙の質問以外は受け付けない。会場での発言も認められない。写真も録 音も認められない。NUMOの言い分だけを聞いているというやり方は、住民、道民へ の押し付け合いの何物でもない。これが丁寧なやり方なのか。住民、道民、国民にしっ かりと話し合う機会がなぜないのか。
 - ・本日の稚内会場を含めて、これまでに実施した説明会で出された質問、意見に関する経産省やNUMOの回答はいつホームページに掲載されるのか。その回答も含めて意見書を提出することになるので、至急掲載してもらいたい。
- A:・昨年の11月以降、北海道で法定の説明会を開催していますが、皆さまからのご質問については、紙にご記入いただく方法で対応しています。
 - ・どの会場でも非常に多くのご質問をいただいており、本日も約60件の質問をいただいています。昨年、札幌で行ったときは1回で300件以上のご質問をいただきました。このような多くのご質問に対して、なるべく丁寧に正確に回答したいと考えており、同じようなご質問を多くいただくケースもあるため、取りまとめて説明したいということ、並びにお集まりいただいた方の中には、なかなか挙手でのご質問がしにくに方もいらっしゃいますので、そのような方のお声もしっかりとお聞きしたいこともあり、このような対応をさせていただいています。何卒ご理解を賜ればと思います。
 - ・回答をホームページに掲載できていないことは本当に申し訳ございません。開催結果については、逐次ホームページに掲載するために今取り組んでいますが、想定よりも非常に多くのご質問を各会場でいただいており、これまでの合計で約1800件のご質問をいただいています。それに対して一つ一つ回答を作成しています。遅くなりましたけれども、先週、一番最初に開催した寿都町での実施結果、議事録、ご質問への回答及び当日の動画を公開しております。

- ・それ以降のものがまだ掲載できていないことは本当に申し訳ございません。今一生懸命 取り組んでおり、神恵内村と札幌で行われた説明会については、寿都町と同様に動画も 公開したいと考えておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。
- Q:今回の説明会で資源エネルギー庁の人の説明とNUMOの人の説明で同じ資料を使っていた。同じ説明を長々と聞かされているようで退屈だった。今後は改善していただきたい。
- A:・このご質問を書かれた方は、何回も私どもの説明会に足を運んで熱心にお聞きいただい たかと思います。ありがとうございます。
 - ・ただ初めてこの話をお聞きになられる方もいらっしゃいますので、ご説明する内容が被ってしまう部分については、申し訳ございませんがお付き合いいただければと思います。
- Q:・社会的観点から核のごみを受け入れがたいとする道条例がある。北海道での概要調査に 進む条件ではないと考えるか。最終処分法の選定基準に基づかないでこれ以上先に進む ことは許されない。
 - ・北海道道民全体の意見をどのように反映させるのか。特定の自治体の判断だけで進めるのではなく、道民全体が納得する形で進める仕組みが必要。北海道庁や道議会との協議結果はどうなっているのか。反対の声が強まった場合、NUMOはどのように対応するのか。
 - ・北海道知事の反対をどう受けとめているのか。知事が反対の場合を明確にしている にも関わらず、道庁や道議会の合意なしに進めることは、県民の声を無視した強行 策になるのではないか。また道民投票の実施を検討する考えはあるのか。道民全体 の意見を問う仕組みを検討すべきではないか。
- A:・最終的に処分場を作るためには、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査をしなければ処分場は決まりません。このことは2000年の法律の中でも義務づけられています。次の概要調査に進む際には、知事及び市町村長のご意見をお聞きし、これを十分に尊重すると法律に書いてあります。私どもはこの法律の考え方に従わなければいけないと思っていますので、知事や市町村長が反対した場合については、例えば経済産業省大臣は国会答弁等で、ご意見等もしっかり踏まえて対応し、意見に反して先に進むことはありませんと回答しています。
 - ・事業者であるNUMOも、その考え方に相違はありません。知事と市町村長の判断が違っていて、どちらか一方がダメだということであれば、そこから先には進めないと考えています。
 - ・道民投票の実施や道民の意見を問う仕組みを検討すべきとのご意見については、例 えば住民投票や道民投票を実施するかどうかは自治体のご判断になるため、私ども がそのご判断について良い悪いを言える立場にはありませんし、その自治体のご判 断に従うしかないと考えています。
- Q:今のところ文献調査の三カ所ではいずれも知事が反対して概要調査に移行できないが、将来、知事が変わって概要調査への移行が可能になった場合、少なくともその時点で新たな知見や指摘に対する追加的補充的調査ぐらいはやるということで良いか、それとも概要調査に先送りする気か。
- A:・まず知事及び市町村長のご判断でダメだということであれば、私どもはそこから先の調査に移行することはできないと考えています。
 - ・仮のご質問に対してお答えすることはなかなか難しいですが、例えばどこかの地点で文献調査を行い、その調査が打切りになった後に、そこでもう一回調査をしても良いのではないかとの議論があった場合に、その時点までに調べた調査結果を踏まえるのかどうかについては、その時点で判断したいと考えています。

- Q: 文献調査の4番目、5番目、6番目の地域、市町村の目途は立っているのか。具体的な市町村名まではともかく、現状はどうなっているのか。
- A:・具体的な回答は差し控えさせていただきますが、一つでも多くの地域で文献調査を実施させていただけるように、これからも国や電力会社と協力して全国各地で必要な情報提供を行うとともに、丁寧な対話活動に取り組んでいきます。
- Q: 寿都町、神恵内村で20億円の交付金以外に、これまでいくら経費(事務所借上げ、備品・消耗品費、光熱水費、通信費、渉外費、広報宣伝活動費、滞在する職員に要した給与諸手等)を費やしたのか。
- A:・NUMOも一般の会社と同じように、貸借対照表や損益計算書を、年度の3月末時点で 公表しています。勘定科目では「寿都町」や「神恵内村」といった形式で整理はしてお らず、広報活動費や、事業管理費、一般管理費など、一般の企業と同じような形で整理 しています。そのため地域単独でまとめたものはありません。
 - ・年度全体での費用に関しては、昨年度は63億となっており、収益も同様になっています。
- Q:・事故が発生した場合の補償制度は。放射性物質の漏えいなどの万が一の事故が発生した場合、誰が責任を負い、どのような補償がなされるのか。また補償の範囲はどこまで適用されるのか。
 - ・NUMOが100年も1000年もこの事業の管理を全責任を持ってやるということな のか。そのプロセスはできているのか。自分たちが関係なくなればそれで終わりとい うことではないですよね。
- A: NUMOは地層処分をするために、処分地の選定から処分施設の建設、操業、閉鎖までの仕事を一貫して任された事業者です。そのため期間中に私どもの作業に不十分な点があり、それが原因で地域の方々にご迷惑をかけることがあれば、当然私どもが誠意を持って対応します。調査を行い、場所が決まって、操業して閉鎖するまでには大体100年かかりますが、それまでの作業を一貫して責任を持って行いたいと考えています。
 - ・1000年間も私どもの組織が継続することは難しいと思いますが、期間中の100年間はしっかりと責任を持ちますし、埋め戻した後も私どもの埋めた作業が本当に健全なのかしっかり監視しモニタリングする期間を設けます。どれくらいの期間をモニタリング期間として設けるのかについては、地域の方々とよくご相談させていただきたいと思います。
 - ・またその期間にはNUMOの職員が現地にて問題がないかを監視し、何か問題があれば 適切に対応したいと思います。そして私どもの職員が監視をしても何も状況が変わらな い状況が続き、NUMOが監視活動をしなくても良い、手を引いても良いとなって初め てNUMOは解散できます。それまでは自ら解散することはできません。万が一NUM Oが解散した後に何か起きた場合は、国が責任を持つことになります。
- Q:ガラス固化体が既にたくさんあるのに、国内一カ所で足りるのはおかしいのではないか。
- A:・まだ再処理をしていませんが、使用済燃料状態のものが日本の原子力発電所で管理されていて、泊村の原子力発電所の中にもあります。これが全体で19,000トン存在しており、六ヶ所村の再処理工場が稼働すればガラス固化体に変わります。その物量が今あるものも含めて27,000本相当ということです。それに対して私どもはガラス固化体を4万本以上埋設できる場所を全国で一ヶ所作りたいと考えています。
 - ・一カ所で足りるのかという点については、私どもは一カ所で対応できると考えています。1966年に日本で初めて原子力発電所が稼働して、それから50年以上、原子力発電所を動かして今に至っており、その結果として使用済燃料がガラス固化体換算で約2万7,000本の量になっています。その間、2000年代には日本の電気の3分の1を原子力発電で賄っており、その頃は50基以上の原子力発電所がありました。これ

から再稼働が進めばどんどん増えて、あっという間に4万本になるのではないかというご心配については、これまでと同じようなペースでは移行しないだろうと考えています。2011年の大震災の後、日本中の原子力発電所は止まりました。それ以降、国は新たに厳しい規制を設けて、それに合格した発電所だけ再稼働しても良いという形で進められていて、今は十数基が再稼働されている状況です。原子力発電所が1年間稼働すると、大体30本のガラス固化体が発生します。2011年以降再稼働したのが十数基で、定期検査なども含めると1年間に大体300本ずつくらい増えているというイメージです。

- ・これから先、再稼働する原子力発電所のプラントはそれなりに増えていくとは思いますが、今の国の方針では、2030年から2040年くらいの断面で原子力発電の比率を約20%にするとされており、それ以外は新エネルギーや火力発電で電気を起こして賄うことが必要になります。
- ・もし4万本ちょうどの処分場を作った場合、差引きすると残りは1万3,000本しかありませんが、原子力発電の比率が約20%であれば、私どもが手当てする4万本以上のガラス固化体を処分できる処分場一ヶ所で足りるだろうと考えています。
- ・ただし国が今後、原子力発電の利用方針を変えて、もっと大々的に原子力を使うことになれば、4万本に到達する時期は早まるかもしれません。その場合は、もう一カ所手当てする必要があるかどうかも含めて並行して議論することも必要になると思いますが、今の推移であれば一カ所で足りるだろうと考えます。

Q:なんで北海道なのか。

- A:・北海道で処分場を作ることを決めているわけではありません。
 - ・北海道の二町村にご了解をいただけたことから文献調査を行っています。次のステップに進めるかどうかについては、当然、知事並びに市町村長のご判断をしっかりと踏まえて考えたいと思います。
- Q:・寿都町の勉強会の回答集で、国では10カ所程度の調査地を選定したいとの考え方が書かれていた。日本で10カ所程度とする根拠について法令又は指針、方針、計画等はあるのか。また諸外国のようにボーリング調査が10カ所程度なのか。文献調査だけの10カ所程度なのか。
 - ・10カ所程度の範疇は、まさか3カ所でも5カ所でも、10カ所程度の中だという意味ではないですよね。最低10が10カ所程度だと捉えて良いか。
- A:・10カ所という話は、法律や制度の中で謳われてはいません。これは私どもNUMOの理事長が、日本全国で文献調査を行うのであれば10カ所程度ほしいとの希望をこれまで言ってきました。その考え方としては、事業が進んでいる北欧のスウェーデンやフィンランドでは処分地が決まっていますが、こうした国々もいきなり1カ所に決まったわけではありません。日本の文献調査に該当するものがそれぞれの国で10カ所くらい行われて、その中で検討した結果、物理的に外されたり、地域の方のご意見を踏まえ、先には進めないという形でだんだん絞られてきて、最終的に1カ所、2カ所に候補が残った経緯があります。
 - ・次のステップに移る際には、首長方のご判断をしっかりと尊重することから、首長方の ご判断でダメだということであれば、選定プロセスは一からやり直しになります。その ため私どもの希望としては、日本国内10カ所ぐらいで並行して調査をさせていただき たいと考えています。

②NUMO事業関連のうち技術的なもの

Q:地下水の流れが遅いとの説明のときに、「漏れ出しても」地下水の流れが遅いとあったが、いずれ放射性物質が漏れ出すことが前提なのか。人間の生活環境からの隔離と絶対に言えるのか。

- A:・地層処分は人工バリアを施した上で、地下300メートルより深いところに処分することです。人工バリアはTRU廃棄物にも同じように施しますが、数万年以上の長期を考えると、それまでもつかということは保証できないと考えています。いずれは腐食して、放射性物質がゆっくりと地下水に溶けて上がってくることが前提になっています。
 - ・地下水に溶けて流れたときに、ゆっくりと流れて地表の人間環境に到達するまでにはかなりの時間がかかります。その時間がかかる間に、放射性物質は自然の法則に従って減衰していき、どんどん影響が小さくなっていきます。それらの兼ね合いで安全を保つのが地層処分であり、人工バリアがずっとその状態であることは前提にしておらず、状態が変化すると仮定して安全性の検討を行います。
- Q: なぜ各原発内で管理できないのか。人や自然災害のリスクヘッジは地上保管も地下でも同じではないか。地下で何が起きているかわからないより、管理しやすい場所で対処した方が安心できる。
- A:・発電所は、数十年動かしますが、その後の廃止措置を考えると、100年のスパンで安全を考えなければならず、しっかりとその間は安全を確保しなければいけません。地層処分の場合はこの年数がかなり長い見込みで、数万年以上の安全をどう確保するのかということを考えます。その意味で発電所とは考慮する時間の幅が大きく違うという特徴があります。
 - ・そのため今の平和な時代が長く続けば良いですが、数万年という長期を考えるときは、 戦争やテロなどの恐ろしい話や考えたこともないような話も考えなければいけません。 そうすると地上に置くことが必ずしも得策ではなく、やはり自然の閉じ込める力を借り てきちんと処分する地層処分が最適だとするのが、世界共通の認識です。
- Q:最終処分地に核のごみを埋め、施設が閉鎖された後に放射能漏れがわかった場合どうするのか
- A:・施設の閉鎖とは地上まで完全に埋め戻すことですが、そうなると地下にアクセスするということは簡単にはできません。この地表まで埋め戻す行為が非常に大きなポイントになっており、原子力規制委員会の確認を経てからやることになります。もちろんそれまでにどういう状態で廃棄物を埋めるか、漏れていないかは、私どもが責任を持ってモニタリングします。
 - ・規制委員会の確認を受けて埋め戻した後は、規制委員会でこれから検討される安全基準に沿って対応します。
- Q: 処分事業が進められている段階、核のごみの運搬から埋めるまでに想定される事故にはど のようなものがあるのか。
- A:・例えば船で運ぶことを考えたときは、まずはキャスクという非常に大きな頑丈な容器に 入れます。これは放射線を遮へいする機能などを持っていますが、国際的にIAEAの 輸送規則で標準が決まっており、国内でもこれに整合した法律が定まっています。また 船の場合は二重船設構造という転覆しにくい構造の船で運びます。
 - ・陸上で運ぶときには、専用車両でスピードを出さずに非常にゆっくりと安全を確認しながら運ぶことになります。専用車両の仕様や、運び方等の手順は法令で定められていることとともに、これまでにも日本国内で何回も実績がありますので、十分に安全を確保することができると考えています。
 - ・地下に運ぶときのことは、諸外国の事例も参考にしながら安全対策を検討しています。例えばアメリカのWIPPというTRU廃棄物を処分する所では、2014年に車両火災や蓋から漏えいする事故がありました。そういった搬入時のトラブルがあったことは海外の処分事業者とも情報交換をしており、安全対策に係る教訓を私どもも把握しながら、搬送時の安全対策を検討します。

- Q: 寿都町にしても神恵内村にしても、一体何カ所でボーリングをするのか。何本もやるわけはないであろうし、ダムにするわけでもないだろうから、住宅などの建物や畑地などはやらないであろう。いずれにしてもある程度除外する区域や対象区域の絞り込みができないような文献調査の結果に信頼性はない。
- A:・今まさに検討しているところでありますが、概要調査に進ませていただくことになったときに、どういう調査をするのかお示ししたいと思います。
 - ・ただ何カ所もボーリングで穴を掘るわけにはいきません。これはボーリングをすると、 そこが地下深くと地表の水の通り道になる可能性があるからです。そのため最小限のボーリングでどのように地下を調べるのかという観点で場所や方法を考えています。いずれにしても概要調査に進んだ段階できちんとご説明します。

③文献調査報告書の内容関連

- Q:・何でも概要調査に先送りする、除外すべきとされているところまで含めてというのでは 科学的特性マップを否定することになるのではないか。概要調査でも、今度は何でも精 密調査に先送りする気ではないのか。ただ文献調査をやった、概要調査やった、ついで に精密調査までやってしまったので、そこが最終処分地だということになりはしない か。
 - ・評価できないことがなぜ概要調査に進むことになるのか。概要調査ありきで進められている。
 - ・概要調査で特に確認する事項ばかりである。寿都町の場合は、避ける場所がなくて、ビックリマークの概要調査で特に確認する事項が多くある。
- A:・文献調査は現地に入って能動的に現地調査をするわけではなく、既にある文献や論文等でできる範囲で行いました。特に地層処分のために研究されていたものではなく、断層や火山の研究に関する論文や地質図を使っています。そのため必ずしも情報が揃うとは限りません。したがって文献、データ上で明らかにダメな所は除き、そうでない所は現地調査をしないと十分にわからないので、概要調査以降に詳細に調査をするとの考えです。
 - ・同じような考え方で、概要調査に行ったら精密調査に行くのではないかとのご懸念について、まずは概要調査のときに何をするのかということをご説明します。文献調査では主に断層や火山、隆起侵食を調べますが、概要調査では現地調査をしますので、坑道やトンネルがちゃんと作れるのかとか、地下水の流れがどうかとか、岩盤の地下水についても調査をします。
 - ・火山や断層は概要調査でも引き続き調べますが、これらは町一つとか村一つで影響が収まるような現象ではなく、比較的広い範囲に及びます。ただし精密調査では実際に地下に坑道を掘って調べることになりますが、文献調査、概要調査と進む中で調査範囲がだんだん狭くなるため、最終処分法の中では精密調査で断層を調べるとは書かれていません。そのため広い範囲での事象である断層や火山に関する判断は基本的には概要調査で終わらせます。
 - ・また概要調査では概要調査地区全体を評価するわけではなく、あくまで概要調査の目的 は要件を満たす地層を選ぶことです。そのため要件を満たす地層に断層や火山の影響が ないのかということを確認する意味で、概要調査で基本的な評価を終わらせます。
- Q:地図で見る限り、黒松内町に新たな火山が生じている。そういった意味で黒松内町長の同意が必要ではないか。
- A:・概要調査では色々な方法を使いながら調査を進めることになりますが、具体的な進め方については関係する方々と調整した上で、概要調査に進めることになりましたら、計画をお示しします。
- Q:地震がいつ起こるかは専門家さえわからない。活断層はもっと多いはず。

- A:・地層処分の文献調査では、地下300メートルよりも深いところに置く処分場に断層が 直撃しないかという観点で調査をしています。地震がいつ起こるかという観点ではな く、断層面が地下300メートルのところにないのかという考え方で調査をしていま す。
- Q:小さめの活断層はどこにあるかわかっていないと思う。
- A:・比較的大きい断層は地表に大きな痕跡を残す傾向にありますが、小さい断層は確かに見つけにくいです。そのため大きめの断層は地表からでも比較的わかりやすいので文献調査で外して、小さい断層は地下を調べる概要調査で見つけて外していく考え方であります。
- Q:神威海脚西側の断層について、活断層の可能性が高いと言いながら、文献調査対象地区に は分布していないとの理由で特に除外することにはならないと言っている。津波が起こっ た場合、危険ではないのか。
- A:・津波についても施設への影響を調べることになりますが、これは施設の設計等が具体化していく段階に沿ってきちんと評価をします。
- Q:・沿岸海底下まで処分地選定の候補地としたのは、陸域での最終処分場の選定は困難だと 判断か。
 - ・海岸まで含めるのはおかしいのではないか。大陸棚にも埋めるつもりなのか。
- A:・地質は、陸と海が海岸線でばっさりと切れているわけではなく、比較的近いところは同じような地質が続いています。大陸棚よりも沖合は地形として水深が急に深くなりますが、そこまでは陸域と比較的同じ地質が続いていると考えられるため、技術的には陸域と同じように考えることができます。数年前に国の審議会で専門家の方々が議論をされており、同様の考え方が報告書にまとめられています。そのような考え方をもとにして、一部の海域も調査の対象としております。

④北方四島発言関連

- Q:報道されている、国の「実現すれば魅力的な提案だが、現実的には難しい」という発言、とNUMOの「一石二鳥」発言は、それぞれ報道されている発言者の名前も含めて事実なのか。
- A:・報道されている発言者の名前も含めて事実であります。
- Q: NUMOの謝罪会見の中で、「北方領土に核ゴミ最終処分場は作らない」「作るつもりもない」と発言された。なぜなのか。
- A:・1月30日に本件について、理事長の山口からコメントを公表させていただいており、 その内容をご紹介させていただきます。
 - 「2025年1月23日(木)に東京都中央区で開催された対話型全国説明会において、 説明会参加者が最終処分場を北方領土に建設するご提案をされたことに対して、当機構 の幹部が「一石三鳥四鳥」と発言したと報道機関から報じられております。
 - この幹部の発言は、参加者のご提案の趣旨を確認する意味で行ったものであり、北方領土に最終処分場を建設することを肯定的に捉えてお答えしたものではありませんが、北海道の皆さまの心情に思いを致せば深慮に欠けていたものと反省し、改めて深くお詫び申し上げます。

本件について、本日(1月30日)、私(理事長)から北海道の鈴木直道知事へお詫びのご連絡をさせていただきました。

知事からは、

・北方領土は北海道の一部であり、元島民は自由に往来できず、故郷に対する強い思い を抱いている中で、このたびの発言は北方領土問題に対する理解や配慮に欠けている

- ・また、全国で理解活動を進めているにも関わらず、北海道の一部である北方領土に最 終処分場を造ることを肯定していると誤解されるものである
- ・こうした発言は大変遺憾であり、今後このようなことがないよう、細心の注意を払い、丁寧な説明を徹底すること

というお話をいただきました。

今回の反省を踏まえ、本日、私から当機構全職員に対して、指示徹底をしたところです。

当機構では、改めて緊張感を持ち、地域の皆さまの心情に十分に配慮した丁寧な説明を 徹底するとともに、全国の皆さまに最終処分の問題にご関心を持っていただけるよう、 真摯に取り組んでまいります。|

・このコメントを1月30日に理事長名でプレスをさせていただいております。 本日のお叱りのご意見、NUMOとして大変重く受け止めています。これまでの会場で も、同様の厳しいお叱りのご意見をいただいております。この説明会での軽率極まりな い発言は本当に申し訳ないと思っております。北海道の皆さまをはじめ、とりわけ北方 四島に深く関わりを持っている皆さまのご心情を慮りますと、本当に申し訳ないと思っ ています。この発言は取り消すことはできません。失った信用信頼は今後の私どもの取 り組み、姿勢を見ていただくしかないと思っています。本当に申し訳ございませんでし た。

⑤ 意見

- ・数年の調査で結果を出すことには疑問があります。未来への責任が今の私達にあります。
- ・北海道全体の問題が、一握りの人の判断で決められて良いわけがありません。
- ・鈴木知事がおっしゃるように、この問題は、北海道だけの問題ではないので、国やNU MOには全国的な問題と国民に受け取ってもらえるような活動を期待したいです。
- ・概要調査に進むにしろ、進まないにしろ、将来この選択が間違っていなかったと思える ような判断がなされることを私は期待しています。

(5) 国からの回答

- ・本日はお足元の悪い中、本説明会にご参加いただきありがとうございます。また、文献 調査を受け入れてくださった寿都町、神恵内村の皆様、そしてこの問題に関心を持って いただいた皆様に改めて御礼を申し上げます。
- Q:・高速増殖炉もんじゅはほとんど稼働せず廃炉。それから六ヶ所の再処理工場は完成予定が30年近くも遅れるあり得ない状態である。破綻している原子力政策に基づく核のごみの処分計画そのものの見直しが必要と思う。
 - ・未来の子孫へ受け渡すべき故郷を台無しにしないでほしい。原発大国にした責任者はあ と数十年しか生きてなく、核ごみを出した10万年の責任を誰も取らない。
 - ・再生可能エネルギーの普及を言っておきながら原発を新設するなどもってのほか。原発再稼働も反対。
 - ・この広い北海道で太陽光、風力、洋上風力、水力はもちろん地熱を開発するべき。
 - ・電力でも一部でも原発に頼っているし、再生可能エネルギーの普及に力を入れてこ なかった政治、省庁、電力会社の責任。
 - ・原発事故の教訓を活かし、原発推進政策を転換し、再生可能エネルギーに舵を切る べき。研究と言うのなら核のゴミの無害化の研究にお金と時間をかけてほしいと願っている。
 - ・国は、核燃料サイクルによって95%は再処理し、5%が廃液になるとしているが、再処理は技術的に破綻しているのではないか。処分できない核のゴミを出し続ける原発稼働を止めることが先決ではないか。

- A:・原子力や核燃料サイクルについて様々なご意見があることは承知しています。他方でエネルギーの安定供給を確保する観点から、政府としては原子力発電が必要であると考えています。昨日閣議決定した第7次エネルギー基本計画の中でそうした方向性を盛り込んでいます。
 - ・東日本大震災以降、日本では再生可能エネルギーの導入を最大限進めてきました。その 結果として電源構成に占める再生可能エネルギーの割合は、2013年には10.9%で したが、2022年には21.8%になっており、再生可能エネルギーの導入量は世界 第6位で、日本の山が多くて平地が少ない地理的環境を踏まえると、トップクラスに再 生可能エネルギーを導入していると思っています。
 - ・一方で依然として約7割は火力発電に依存している状況です。ロシアによるウクライナ 侵攻や中東情勢の不安定化のなかで、エネルギー価格の高騰やエネルギー供給網の不安 定化が顕在化しています。2023年に化石燃料を海外から調達するのに要した費用は 26兆円ですが、これは日本が自動車や半導体製造装置を輸出して稼いだ額のほとんど に相当する状況になっています。すなわち火力発電への過度な依存からの脱却をする必 要があります。
 - ・さらには地球温暖化対策との関係でも、世界では脱炭素電源が求められています。そうした中で、政府としては再生可能エネルギーの導入をさらに進め、主力電源化を図っていきたいと思っていますが、7割を占める火力発電を代替するにはまだまだ時間がかかる状況であり、同じく脱炭素電源である原子力も必要であるとするのが国の考えです。
 - ・核燃料サイクルについても、確かに27回目の延期をしており、なかなか進んでいない現状です。背景としては新規制基準に対応する観点からあらゆる施設の耐震性の再評価が必要になった中で、事業者側の問題として審査対応が十分でなかったために、審査が円滑に進められなかったことで時間がかかっています。現在は2026年度中の竣工を目指して改めて取り組んでいるところであり、しっかりと進捗管理をして実現に向けて取り組んでいきたいと思います。
 - ・核燃料サイクルが破綻しているにも関わらず地層処分を進めるのはおかしいとの意見については、既に廃棄物は発生しており、使用済燃料を直接処分する場合であっても、その方法は諸外国の例を見れば地層処分しかありません。そのため原子力政策の如何に関わらず、地層処分自体は必要であると考えます。
- Q:・「三者協定」に反して文献調査を進めたのはなぜか。
 - ・NUMOや国は道条例を守る気はないのか。この条例を無視して最終処分場選定のため の概要調査を行うということは、道民を無視するものと考える。
- A:・三者協定とは、北海道知事、幌延町長、JAEA理事長の間で結ばれた、幌延深地層研究センターに係る協定を指しているのだと思います。平成12年に結ばれた協定書については、研究実施区域を最終処分場にしないとの約束がなされており、事業者であるJAEAにおいて誠実にこの約束は遵守されるものと認識しています。
 - ・条例の取扱いについて国として申し上げる立場にありませんが、既に廃棄物は存在して おり、日本のどこかに処分しなければいけません。そのため原子力発電を利用してきた あらゆる世代、地域の方々にこの問題をよく考えていただきたいと思っています。もち ろんこれは北海道だけの問題とは思っていません。北海道以外も含めて、私どもは全国 に対して理解を深めるために取り組んでいます。そうした中で最終処分の必要性につい てご理解賜ればと思っております。
- Q:・現地で様々な活動をしてきたと思うが、地域で対立や分断がある状況をどう感じている のか。心は痛まないのか。
 - ・住民の意見が分かれているのに、交付金だけ先に払うというのは、お金で反対意見を封 じようとしているのではないか。

- A:・先日の東京で開かれたシンポジウムにおいても、片岡町長が、地域で混乱が生じたことは悔やまれるとのご主旨の発言をされていたと認識しています。そうしたことが生じていたとしたら、それはひとえに国とNUMOが最終処分の必要性について十分に説明できていなかったことの表れだと思っています。より一層その必要性についてご理解をいただくべく取り組む必要性があると思っています。
 - ・交付金について、処分場は日本のどこかに必ず作らなければならない施設であることから、この国家的課題に貢献いただく地域に対して、社会として利益を還元すること自体は非常に重要なことだと思っています。また、最終処分事業は100年にも及ぶ事業であり、地域の持続的な発展なくしては安定的に進めることはできません。そうした観点からも交付金を交付させていただいています。
- Q:2020年1月の自治体説明会資料によれば、「関心グループの数を2020年をめどに 100程度」とのことであったが、5年経過した2025年1月時点でいくつになったのか。
- A:・関心グループとは全国でこの問題について考えていただく団体を支援しようという取組 みであり、まさに地域の経済団体やNPO、教育関係者などにこの問題について考えて いただく機会を私どもが応援するものです。
 - ・2024年2月時点では180のグループがあり、今はもう200近くになっています。最新の数値は対話型全国説明会の資料等でお示ししています。
- Q:2020年1月の自治体説明会資料によれば、カナダの事例として「22地域が関心を表明し、5地域が予備的評価段階に進み、うち3地域でボーリング調査(概要調査に相当)等を実施中」とあるが、2022年5月の対話型全国説明会資料では、「カナダ 関心表明22 文献調査相当2」と記載されているが、どちらが正しいのか。
- A:・カナダのプロセスでは文献調査段階の中で細かくスクリーニングをかける形になっています。正確な数字を申し上げると、関心表明した自治体が22、日本で言う文献調査に相当する調査段階に入ったのは11、ボーリング調査を行う概要調査に至ったのは2ということでございます。11から2に減っていく途中段階で、元々概要調査を行おうとした3地域の一つがダメになって2に減っています。このようなこともあり時点ごとにその数字が変わることをご理解いただきたく存じます。
- Q:・地震大国日本は、地層処分できる地層はないという知見がこれまでに出されているの に、国民的議論なく地層処分地選定が進められているのはなぜか。
 - ・何故各原発で管理できないか
- A:・原子力発電を利用し、廃棄物を発生させた現世代の責任として、この処分にしっかりと 取り組まなければいけないと思っています。その上で処分方法としては、将来世代に過 度な負担を残さない方法を検討することが国際的にも共通した考え方であり、その結果 として地層処分が選ばれています。日本でも1976年から地層処分に関する研究を始 め、2000年のタイミングで、日本でも地層処分が技術的に実現可能であるとの評価 がなされています。
 - ・その後も東日本大震災後の2014年に、本当に変動帯の日本でも地層処分ができるのかとの疑問の声があり、その際に私どもも改めて評価を行いました。その際には地質関連の学会に専門家の方をご推薦いただき、そのような専門家で構成される委員会で、地層処分ができるのかということを改めてご検討いただいて、「できる」との判断でございました。その際、審議の途中途中で、関連学会の専門家の意見を頂戴するべく、関連学会に対して意見を募集するようなことも行った上で、それも踏まえて日本でも地層処分が可能であるとの判断がなされています。
 - ・将来、より良い処分方法ができるかもしれない。それまでは当面地上で保管したら良い のではないか、というのが学術会議の暫定保管のご提案だと理解しています。しかし将

来できるかどうかわからない不確実な未来に期待して、現世代の責任を放棄するわけにはいかないと思っています。すなわち現世代の責任として、現時点で実現可能な唯一の方法である地層処分に取り組むことが必要であると思っています。

- ・仮に、より良い処分方法が将来できるのであれば、乗り換えたら良いと思っています し、そのことは最新処分の基本方針の中でも可逆性という形で盛り込んでいます。また 可逆性を担保するために、処分場を埋設するまでの間は、いつでも廃棄物を回収できる ようにする回収可能性の考え方も盛り込んでいます。
- ・現状でも、ガラス固化体は、30年から50年は冷却のために地上で管理する必要があります。また埋設が終わるまでは100年かかります。その間、回収可能性や可逆性を担保しながら、現世代の責任として、地層処分に向けた取組みを進めていくことが、将来世代に対しての責任を果たす上で重要だと考えています。ぜひ今日ご参加の皆さまにおかれましては、ご理解賜れますと幸いです。

<冒頭でのNUMOから北方四島に関する発言について説明およびお詫び内容>

① NUMOからの説明およびお詫び

皆さん、こんばんは。原子力発電環境整備機構、NUMOの理事を務めております、坂本と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日は、夕刻にもかかわらず、またお足元の悪いなか、「寿都町、ならびに神恵内村における文献調査報告書」の説明会に、このように大勢の皆さまにご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

説明会に先立ちまして、皆さまにお詫びをさせていただきたいと存じます。

先月、1月23日に東京都内で対話型全国説明会を開催いたしました。その説明会の場におきまして、私どもNUMOの幹部が軽率な発言をいたしまして、このことが大きく新聞等で報道されました。このことによりまして、皆さまに、様々、大変なご心配やご迷惑等をおかけしておりますことに、この場をお借りいたしまして、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

この対話型説明会でございますが、これまで日本全国各地で開催してきているもので、先月の東京での説明会がちょうど200回目の開催となりました。この説明会は前半後半の二部構成になっており、前半は、私どもNUMOから地層処分事業について、また、ここ北海道でさせていただいております文献調査の状況について説明をさせていただくのが前半でございます。後半は、ご参加いただきました方々に、少人数単位のグループに分かれていただき、そこに国とNUMOの職員が同席させていただき、対話型で様々ディスカッションをさせていただくという設えとしております。

当日、その二部のあるグループにおきまして、参加者のおひとりから、「ロシアの分も含めて北方領土に最終処分場を作ることを条件に、四島を返還してもらってはどうか?」とのご提案があり、これに対して経産省幹部から、「実現するのであれば魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく、現実的には難しいと思います。」との発言がありました。その後も、同じ方からご自身のご提案についての主張が続けられたことから、NUMO幹部から、その趣旨を確認する意味で、「そのご提案は一石三鳥、四鳥という趣旨ですか?」という発言がなされたものでございます。

この発言は、決して北方四島に最終処分場を建設することを肯定的にお答えしたものではございませんが、北海道の皆さま、とりわけ北方四島に深く関わる皆さまのご心情に思いを致せば、配慮に欠けた極めて軽率な発言であったと、発言した本人はもちろんのことですが、私どもNUMOとして深く反省をいたしております。あらためて、心より深くお詫びを申しあげます。

私どもNUMOでは、改めて緊張感を持って、地域の皆さまの心情に配慮した丁寧な説明を徹底するとともに、日本全国各地の皆さまに最終処分の問題に関心を持っていただけるよう、一層真摯に取り組んでまいる所存でございます。

この後、資源エネルギー庁の横手課長からもお話しがありますが、本当に申し訳ございませんでした。

②国からの説明およびお詫び

資源エネルギー庁放射性廃棄物対策課長の横手と申します。私の方からもその発言についてお詫びを申し上げさせていただければと思います。

先ほどご説明がありましたように、国においては2017年より、最終処分の必要性について全国の皆様にご理解をいただくべく、少人数・車座での対話を通じてご理解を深めていただく対話型説明会を全国で200回開催してきたところでございます。

先日の東京での会場において、ご説明がありましたように、ロシアの廃棄物を受け入れる 代わりに北方四島の返還をしてもらえば良いではないか、お互いにメリットがあるのではな いか、というご提案を一般の方から頂戴いたしました。

これに対して、実現するとすれば、魅力的な提案ですが、簡単に実現できる話ではなく現 実的には難しいと思います、ということをお答えさせていただいたところです。

一般の方々からいただいたご意見・ご提案について、敬意をもって受け止めさせていただくにあたって、魅力的という表現をしたことについて、元島民の皆様の思いを踏まえれば配慮にかける軽率な発言であったと認識しておりまして、この場で改めてお詫びを申し上げる次第です。申し訳ありませんでした。

なお政府として、ご提案いただいたようなことは考えていないということを、改めてこの 場でも申し添えさせていただく次第です。何卒ご理解賜れればと思います。

以上